

「ふれあい花壇・菜園」について

北九州市では、環境未来都市推進のため、未利用市有地や公園の一部を無償で地域の自治組織に貸し出します。花壇・菜園や、どんぐり苗の育成に活用してもらうことで、街なかの緑を増やすとともに、高齢者の生きがい・健康づくりや地域の多世代交流を図ります。

環境未来都市
北九州市

環境マスコットキャラクター「ていじん」
Chien-Chien Kikkawa



利用
対象地

未利用の市有地 (売却・事業予定地を除きます。)

公園の一部 (許可できない公園があります。)



利用可能
団体

校区・地区自治会、
まちづくり協議会 等



利用料 無償



貸出
期間

未利用市有地 / 1年間 (3年間を限度、更新可)

公園 / 2年間 (更新可)



利用
目的

花壇・菜園

どんぐり苗の育成



利用
条件

- 土地の維持管理をしていただきます。
(草刈り、清掃、倉庫・門扉の鍵かけなど)
- 土地の隣接住民等の同意を得ていただきます。
- 収穫物の営利目的、または継続的な販売はできません。
- 売却や公共で使用する場合は土地を返還していただきます。

※詳しくは窓口にお越しの際にご確認ください。



市の支援

安全対策、客土(真砂土)の搬入

サインボード・フェンスの設置

雨水タンク(公園は既設の水道を利用)の設置

道具用倉庫の設置 など

多世代交流事業

さらに、花壇・菜園を利用して、子どもたちも参加する多世代交流事業(多世代交流・環境学習・食育活動)に取り組んでいただける団体には、土地の優先貸出や道具(クワや一輪車等)の無償貸出を行います。

多世代
交流

- 地域の子もたちと、その親世代、高齢者による種まき、草取り、収穫
- 農業経験、知識のある高齢者による指導

環境
学習

- どんぐり苗の育成
- 落ち葉や生ゴミのコンポストによる堆肥化

食育

- 地域イベント等での収穫物を使った料理の提供 等

※上記以外の取り組みでも、その趣旨が合致していれば対象となります。

